

2025 年 9 月 5 日

国立大学法人徳島大学長
河村保彦 殿

徳島大学教職員労働組合
中央執行委員長 山口裕之

入試手当支給細則(案)に関する第二回団体交渉の申し入れについて

日頃より徳島大学の充実発展のためにご尽力されていることに敬意を表します。

さて、7 月 31 日付で送付いたしました「入試手当支給細則(案)に関する団体交渉後の要望文書」については、8 月 21 日付でご回答をいただきました。ご対応いただきありがとうございます。

以下では、ご回答内容に関する組合側の疑問点ならびに改善点を述べさせていただきます。

1) ポイントの計算式について

作問のポイントの計算式が「設問数/問題作成者数」、採点のポイントが「受験者数×設問数/採点者数」となっていることの妥当性が問題だと考えています。たとえば小論文の問いは数こそ少ないですが、一つひとつの作成に大変な時間と手間がかかっておりますし、採点する答案は数百文字の手書きの原稿なので、他の教科の一問当たりとは比較にならない手間がかかる点が上述の計算式においては斟酌されておられません。さらに、受験者数は毎年の変動が大きいので、昨年度の人数をもとにしてポイントを定めるのは不適切であるという点も付言させていただきます。

2) 入試超勤実績との比較について

「令和 6 年度入試における総合科学部の小論文の問題作成を担当した教員 4 名について、入試超勤の実績を確認したところ、いずれも現在の入試手当案における算定額が入試超勤を上回っていました。」とのご回答についてですが、たしかに、小論文の担当者は今回のポイント制の導入によって算定額が増えるのかもしれませんが。しかしながら、他教科の担当者をもっと増える場合もあるかと思えます。個々の担当者の手取りの増額もさることながら、今回の制度改正の趣旨に鑑みて、手当額が各教科の実際の業務負担に対応していて公正かどうか重要です。

3) 実態調査の実施について

実態調査をしない理由として「正確な情報を把握することは担当者への負担も大きく、情報の正確性を担保することも難しい」とのことですが、組合からの要望の趣旨は、あく

までも次の点にありますことを申し添えさせていただきます。それは、実態調査をそのままポイントに反映させるという点ではなく、ポイントが実態と著しく乖離していないかどうかを確認するために調査を実施すべきではないかという点です。「設問数÷作問者」という数式が「公平」とは到底思えませんので、固定ポイントとすることにこだわるのであれば、少なくとも一つひとつの問いの作成の大変さとか採点の大変さを加味した、より妥当なポイント設定とすることを要望いたします。

4) 教授会における説明の重要性について

総合科学部教授会などで教員全員に対して説明するのではなく、学部長1人に説明することについてですが、そうした対応では不十分であると考えます。そもそも今回の「ポイント制」の導入目的は、「入試へのモチベーションを上げ、ミスをなくすこと」だったはずです。モチベーションを上げるために必要なことは、手当によるインセンティブよりも、担当者の理解と納得、使用者側との信頼関係の醸成です。そのためには、教授会で担当者への直接的な説明がもっとも効果的であると考えます。

以上述べさせていただきましたように、入試手当支給細則(案)については、依然課題があるかと考えております。よりよい制度の実現を期するとともに、残る課題について協議すべく、本件について二度目の団体交渉を申し入れさせていただきます。まずは日程調整につき、候補日をいくつかお知らせください。おおむね2週間以内でのご回答をお願いいたします。よろしくお取り計らいください。

記

入試手当支給細則(案)について協議すべく、団体交渉を申し入れます。

以上